

# ●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64-3111

## 65 歳以上の方の介護保険料が決まりました

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるのかを推計して3年ごとに見直されます。

高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成30年度から3年間の介護保険料が決定しました。

＜介護保険の財源＞

介護サービスに必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料と、国・県・町の「公費（税金）」の半々でまかなわれています。

保険料の50%は、40～64歳の「第2号被保険者」が27%を、残りの23%を65歳以上の「第1号被保険者」が負担することとされています。

### 基準額の決まり方

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{安八郡広域連合で必要な介護サービスの総費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担分(23\%)}} \div \boxed{\text{安八郡広域連合内に住む65歳以上の方の人数}} \\ \hline = \boxed{\text{安八郡広域連合の保険料 基準月額 } \mathbf{5,600} \text{ 円 (年額 } \mathbf{67,200} \text{ 円)}} \end{array}$$

※保険料は基準額をもとに決められますが、所得により異なります。

所得段階	町民税		対象となる方	調整率	保険料		
	本人	世帯			月額	年額	
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給の方・老齢福祉年金受給の方 年金収入額+所得金額が80万円以下の方	× 0.45	2,500円	30,000円	
第2段階			80万円超 120万円以下の方	× 0.75	4,200円	50,400円	
第3段階			前年の所得金額と 前年収入額の合計	120万円超の方	× 0.75	4,200円	50,400円
第4段階				80万円以下の方	× 0.90	5,000円	60,000円
第5段階				80万円超の方	× 1.00	5,600円	67,200円
第6段階	課税	課税	120万円未満の方	× 1.20	6,700円	80,400円	
第7段階			200万円未満の方	× 1.30	7,300円	87,600円	
第8段階			300万円未満の方	× 1.50	8,400円	100,800円	
第9段階			300万円以上の方	× 1.70	9,500円	114,000円	

☎ 503-0216 安八町中須 410-1 安八郡広域連合 ☎ 63-2050



## みんなで築こう 人権の世紀

- 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 -

### 笑顔が一番

町の広報誌の巻頭ページをかざる笑顔の写真。今月号はどんな笑顔に出会えるかなと、月初めに広報誌が届くのを楽しみにしています。

2月に開催された平昌オリンピックで試合の休憩時間に見せるカーリングの女子選手たちの笑顔が話題になり、大きくマスメディアでも紹介されました。

試合中の真剣なまなざしと休憩中の笑顔のギャップの大きさが際立ったのでしょうか。私も思わず引き込まれて応援しました。あの笑顔を生み出した心の平穏さが、日本カーリング界初の銅メダルの原動力となったのだと思います。地元の言葉で話し、日ごろのおやつを口にする事で試合の緊張感がほぐれ、仲間の絆を高めたのだと思いました。

朝の小学校の通学路で「おはようございます。」のあいさつと共に返ってくる笑顔に、私自身の心が温まり、一日のエネルギーをいただいたことが何度もあります。

表情は心の投影であり、常に笑顔であることは難しいでしょう。でも、人と接するときは、できる限り笑顔で心をかけたいと思います。

【人権に対するお悩み・お問い合わせ】  
人権擁護委員会事務局（福祉課内） ☎ 64-7104